

結核健康診断・管理検診ガイドライン

1 趣旨

結核健康診断・管理検診における健診項目に関するガイドラインは次のとおりとする。

2 健康診断

ア 問診・診察

対象者全てについて、必ず実施する。

イ I G R A 検査（結核菌特異的インターフェロン γ 産生能）

結核感染のスクリーニングは、基本的に I G R A 検査を実施する。

2歳未満の乳幼児については、ツベルクリン反応検査の併用が推奨される。2歳以上の未就学児については、状況に応じて、ツベルクリン反応検査の併用を考慮する。

ウ 胸部X線単純撮影（二方向以内）

必要に応じて実施する。

正面のみを一方向とし、必要に応じ正面及び側面の二方向とする。

エ ツベルクリン反応検査

未就学児に対して、必要に応じて実施する。

オ 喀痰検査

対象者に咳等の呼吸器症状がある場合又は胸部X線単純撮影の結果、異常陰影が認められた場合に実施する。

なお、喀痰検査は、必ず塗抹検査及び培養検査を行うものとする。

カ P C R 検査（結核菌群核酸増幅同定検査）

喀痰検査において、塗抹陽性の場合、非定型抗酸菌との鑑別を行うために実施する。

また、異常陰影があり、塗抹陰性であるが、結核が強く疑われる場合には実施できることとする。

3 管理検診

ア 問診・診察

2のアと同様とする。

イ 胸部X線単純撮影（二方向以内）

2のウと同様とする。

ウ 喀痰検査

2のオと同様とする。

4 結核の病型分類等

(1) 活動性分類

活動性分類は、次の4つに区分する。

- ア 活動性結核・・・臨床所見、X線所見、細菌学的所見等から総合的に検討して医療が必要と認められるもの
- イ 不活動性結核・・・結核症として治療は必要としないが、経過観察を要するもの
(活動性未定又は疑いを含む。)
- ウ 活動性不明・・・結核症で最近6月以内の病状に関する診断結果が得られないもの
- エ 潜在性結核感染症・結核感染を受けており、抗結核薬の投与を必要とするもの

(2) 学会分類

ア 病巣の性状

○ : 病変が全く認められないもの

I型(広汎空洞型) : 空洞面積の合計が折り1(後記)を超し、肺病変の折りの合計が一侧肺に達するもの

II型(非広汎空洞型) : 空洞を伴う病変があつて、上記I型に該当しないもの

III型(不安定非空洞型) : 空洞は認められないが、不安定な肺病変があるもの

IV型(安定非空洞型) : 安定していると考えられる肺病変のみがあるもの

V型(治癒型) : 治癒所見のみのももの

以上のほかに次の3種の病変があるときは特殊型として、次の符号を用いて記載する。

H (肺門リンパ節腫脹)

P ℓ (滲出性胸膜炎)

O p (手術のあと)

イ 病巣の折り

1 : 第2肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積を超えない範囲

2 : 1と3の間

3 : 一侧肺野面積を超えるもの

ウ 病側

r : 右側のみに病変があるもの

ℓ : 左側のみに病変があるもの

b : 両側に病変があるもの

エ 判定に際しての約束

(ア) 判定に際し、いずれに該当するか迷う場合には、次の原則によって割り切る。

I か II は II、II か III は III、III か IV は III、IV か V は IV

(イ) 病側及び拡りの判定は、I～IV型に分類しうる病変について行い、治癒所見は除外して判定する。

(ウ) 特殊型については、拡りはなしとする。

オ 記載の仕方

(ア) (病側) (病型) (拡り) の順に記載する。様式第5号については、該当記号を○で囲むこと。

(イ) 特殊型は (病側) (病型) を前記の記載の次に付記する。特殊型のみのときは、その (病側) (病型) のみを記載すればよい。

(ウ) V型のみのときは病側、拡りは記載しないでよい。